

定 款

令和6年10月1日現在

株式会社ワイズホールディングス

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ワイズホールディングスと称する。
英文ではWISE HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、つぎの事業を営むこと並びにつぎの事業を営む会社(外国会社を含む。)の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理することを目的とする。

1. 下記の物件の製造、修理、加工、販売ならびにこれに附属する原料、材料、附属品および副産物の製造、売買ならびにこれに関連する一切の事業
 - (1) 銅、真鍮、アルミニウム、鉄、その他の金属および合金ならびに樹脂の精密螺子、各種螺旋鋸、釘、鋸、ボルト、ナット、線および部品
 - (2) 螺子製造用機械ならびにその他一般機械
 - (3) 表面処理全般
2. 不動産の売買、賃貸借、管理および建築請負業、一般請負業の経営ならびにそれらの代理業、仲介業
3. 自動車用部品の開発、製造、加工、修理、販売
4. 防雷機器の組立、加工、検査、修理、販売
5. スポーツ、レジャー、サービス、百貨店業の経営およびこれらに関連するその他の施設の経営ならびにそれらの代理業、仲介業
6. 写真、印刷、書籍出版業および広告宣伝業の経営ならびにそれらの代理業、仲介業
7. 陸、海、空運輸および旅行あっせん業の経営およびそれらの代理業
8. 前各号に関連する諸機械、器具、設備などの製造、販売、修理ならびにそれらの代理業、仲介業
9. 自動車のレンタルおよびリース業
10. 有価証券の売買
11. 労働者派遣業
12. 免震構造による建物の免震部材(天然ゴム加工品、鉛・鋼棒加工品)の製造、販売ならびに輸出入業
13. 廃水浄化処理装置の製造、販売ならびに輸出入業
14. 電線・ケーブルおよび光ファイバーの製造、販売ならびに輸出入業
15. 放送番組の開発・企画・制作・購入・頒布
16. 映像ソフトおよびデジタルコンテンツの企画・制作・購入・販売

17. CD-ROM、DVD、ビデオなどの各種メディアによる情報ソフト、データベースの開発
・企画・制作・購入・販売
18. 著作権の取得、管理、販売
19. インターネット等のネットワークを利用した商品の販売システムの企画、設計、開発、
運用および保守業
20. インターネットを利用した各種情報提供サービス
21. インターネットを利用した通信販売業務
22. 太陽光熱、地熱、風力を利用した発電施設の設計、建設および電気事業法に定める卸
電気事業
23. 産業廃棄物・一般廃棄物の処理業
24. 自動車の排気ガス削減・燃料節減装置の製造、販売業
25. 医療施設および老人保健施設の経営
26. 葬祭事業および葬祭式場の経営ならびにその互助会員募集
27. ゴルフ場・ゴルフ練習場の経営および会員権の売買、仲介業
28. 経営コンサルタント業務
29. マーケティングリサーチ、経営情報の調査収集・提供および情報処理サービスならび
に経理事務の受託処理業務
30. 損害保険の代理業および生命保険の募集に関する業務
31. 割賦販売業、割賦販売斡旋業、割賦債権買取業および金融業
32. 各種教養講座の企画、立案
33. 電子機器・情報機器・通信機器の輸入、製造、販売ならびに省エネルギー化を目的と
する機器の販売およびその仲介、取次ぎもしくは代理
34. 土木・建築工事の設計・施工・監理・請負ならびに土木・建築工事用品・資材の開発・
製造・販売
35. 環境改善および保全に関する商品、設備および施設の企画、設計、製造および販売
36. 自然エネルギー等による発電ならびに電気の供給および販売
37. 発泡・強化プラスチック製品の生産・加工・販売
38. 前各号に関連する付帯業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を京都市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、つぎの機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電
子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2億4,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、つぎに掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受け
る権利

(株式取扱規程)

第9条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。

- ② 前項のほか、必要がある場合は、臨時株主総会を招集する。
- ③ 株主総会は、京都市において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会資料の電子提供措置)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことがで

きる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに、当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 17 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8 名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 19 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 20 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の権限)

第 21 条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。

(招集の手続)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、さらにこの期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役および役付取締役)

第 26 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は、取締役会の決議に従って会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて、取締役会長 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(取締役との責任限定契約)

第 28 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 29 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第 5 項各号に掲げる事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を代表取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の権限)

第32条 監査等委員会は、法令の定めのある事項を決定するほか、その職務執行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集手続)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合は、さらにこの期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人との責任限定契約)

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 41 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

② 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

③ 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 43 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

大正 6 年 8 月 13 日 設立

平成 18 年 6 月 28 日 改訂

平成 19 年 6 月 28 日 改訂

平成 20 年 6 月 26 日 改訂

平成 21 年 6 月 25 日 改訂

平成 22 年 6 月 25 日 改訂

平成 28 年 6 月 27 日 改訂

平成 29 年 6 月 26 日 改訂

平成 30 年 6 月 25 日 改訂

令和 4 年 6 月 27 日 改訂

令和 6 年 10 月 1 日 改訂